

下 総 第 1 5 1 1 号
令和3年(2021年)11月18日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様
同 大 賀 一 慶 様
同 香 川 昌 則 様
同 小 熊 坂 孝 司 様

下関市長 前 田 晋太郎

指定管理者監査及び随時監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和2年12月25日付け監査報告第22号により提出のありました指定管理者監査及び随時監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

観光スポーツ文化部観光施設課

下関フィッシングパークについて

[指摘事項]

- (1) 基本協定書に規定される事項において、以下の不適切な事務処理があった。指定管理者を指導するとともに、履行状況の確認を徹底されたい。
- ア 従業員の配置について、指定管理者は管理監督を行う責任者を事前に市に報告しておらず、従業員の変更に関しても事前に市に通知していなかった。
- イ 指定管理業務の再委託について、指定管理者は業務の一部を第三者に再委託しているが、事前に市の承諾を受けていなかった。
- ウ 指定管理者が年度終了後に提出する事業報告書について、基本協定書別紙3仕様書に規定する「事業計画書中の数値目標に対する達成率とその分析」を記載したものが提出されていなかった。
- エ 指定管理料の支払に係る請求書について、基本協定書第32条第5項により年度協定に定める期日までに請求書を市に送付することになっているが、年度協定においてその期日を定めていなかった。
- オ 指定管理業務に係る固有の銀行口座について、指定管理者は固有の銀行口座を開設していないが、そのことについて基本協定書第36条第2項ただし書による事前の市の承認を受けていなかった。

(改善措置状況)

- ア 令和3年度における従業員の配置について、指定管理者からの報告を受け承諾した。また今後、変更が生じる場合は事前に市に通知し承諾を得るよう指導した。
- イ 令和3年度における第三者への再委託について、指定管理者から、再委託したい旨の書面の提出を受け承諾した。
- ウ 令和2年度に係る事業報告書において、基本協定書別紙3仕様書に規定する「事業計画書中の数値目標に対する達成率とその分析」を記載した報告書の提出を受けた。
- エ 令和3年度における基本協定書第36条第2項において、「指定管理料の支払い方法等は、年度協定で定める。」とし、それを受けて年度協定書第5条第2項で、「各月の業務報告書を甲に提出し、それぞれ甲の確認を受けたときは、前項に定める指定管理料の額の12分の1に相当する額を記載した支払請求書を速やかに甲に提出するものとする。」

と取扱いを改めた。

オ 令和3年度における当該口座について、指定管理者から必要書類の提出を受け、基本協定書第40条第2項ただし書（旧協定書第36条第2項ただし書）を適用し、口座を開設しない旨を令和3年3月31日付け文書で承認した。

[指摘事項]

- (2) フィッシングパーク使用料の徴収事務において、以下の事項が見受けられた。適正な徴収事務を行うよう、指定管理者を指導するとともに、チェック体制を強化されたい。
- ア 下関フィッシングパークの設置等に関する条例で規定する団体料金及び全国教職員互助団体協議会の会員に適用する減免（同条例で規定する団体料金を適用）の基本釣り料（一般）について、指定管理者は令和元年10月分以降、当該減免の計算誤りにより、本来徴収すべき料金よりも少ない料金を徴収していた。
- イ 令和元年10月分及び11月分の身体障害者の1日釣り料（一般、小・中学生）について、指定管理者は同条例で規定する料金よりも少ない料金を徴収していた。
- ウ 指定管理者が行う使用料の払込みについて、1日の使用料収入の全額又はその一部を、下関フィッシングパーク使用料徴収事務委託契約書第5条第1号の規定による期日を過ぎて金融機関に払い込んでいる事例が複数見受けられた。なかには2週間後に払い込まれた事例もあった。
- エ 指定管理者が保管する徴収した使用料に係る帳票（金銭出納帳）について、収入額と払込額が記録されていないものや、払込日の記録が漏れているものが見受けられた。
- オ 指定管理者が保管する使用料の領収証書（金融機関への払込みの控え）について、令和元年5月分・6月分（R1.5.1～R1.6.30）の保管が確認できなかった。

(改善措置状況)

- ア 御指摘を受け速やかに適正料金で徴収するよう指導、改善済み（令和2年9月15日、口頭で指定管理者へ適正料金に修正するよう指導、翌16日に現場のレジの料金設定が改正前の旧料金から適正料金に修正済みであることを確認した。）。今後は同様の事例が生じないように、料金改正等の都度、全区分の料金が修正済みであることを現場にて確認するとともに、毎月の報告書においても記載された各料金区分を条例の内容と突合させ、指摘について改善されている旨を確認済み。
- イ 当該事例については、令和元年11月末に徴収金額の誤りを確認、

速やかに適正料金での徴収を指示しており、令和元年12月から適切に対応している。今後は同様の事例が生じないように、料金改正の都度、全区分の料金が修正済みである旨を現場にて確認するとともに、毎月の報告書においても記載された各料金区分を条例の内容と突合せ、指摘について改善されている旨を確認済み。

ウ 令和2年9月16日の実地指導において、今後同様の事例が生じないように、適切な業務を行うよう指導した。所管課は毎月送付される実績報告書（収入月報）と使用料の領収証書（金融機関への払込みの控え）の突合により金融機関への払込み状況を確認しており、指摘について改善されている旨を確認している。

エ 令和2年10月14日及び12月24日の実施指導において、毎営業日ごとに複数の現場職員での金銭出納帳の確認を行うようチェック体制の強化を指導した。所管課として、金銭出納帳の記録について現場にて適宜確認しており、指摘について改善されている旨を確認した。

オ 今後同様の事例が生じないように、令和2年10月19日、口頭指導にて当該領収証書については指定管理者である(株)ハウスビルシステムの取扱い（現場金庫にて5年間保管後、現場にて廃棄）を現場職員の方で改めて認識した上で、保管期間中は定期的に保管状況を現場で確認することを徹底するよう指導した。

[指摘事項]

- (3) 指定管理者は、1日つり料のポイントカードにより、15回の利用で1回分を無料とするサービスを自主事業で実施している。指定管理者は無料とした使用料に相当する金額を市に納付しているが、その支出は自主事業の収支にではなく、指定管理業務の収支に算入されていた。指定管理業務に係る経理を正確に行うよう、指定管理者を指導されたい。

(改善措置状況)

令和2年10月に指定管理者へ口頭で、令和2年度分からポイントカードサービスに係る費用は自主事業の収支とし、収支決算においては指定管理業務の収支から区別するよう指導した。令和3年5月に収支決算報告書の提出を受け、指摘については改善された旨を確認した。

[指摘事項]

- (4) 指摘事項(3)に関連するが、指定管理者が報告する収支決算について、支出の項目で指定管理業務と自主事業の経費を混同し、収支を計上していた。指定管理業務と自主事業の経費を区別し、指定管理業務に係る経理を明確にするよう、指定管理者を指導されたい。

(改善措置状況)

令和2年度の収支決算においては指定管理業務と自主事業の経費を区別し、指定管理業務に係る経理を明確にするよう指導（令和2年10月に指定管理者へ口頭指導）、令和3年5月に、指定管理業務と自主事業を別会計で処理した収支決算の報告書の提出を受け、指摘については改善された旨を確認済みである。

下関市営国民宿舎海峡ビューしものせきについて

[指摘事項]

- (1) 指定管理者は、基本協定書第18条に基づき、事前に市の承諾を受けて業務の一部を第三者に委託しているが、承諾を受けた再委託先が更にその業務の一部を他者に委託していた。指定管理者から市に提出された再委託に係る承諾申請書には同業務の一部が再々委託されることについて明記されておらず、また、所管課も把握していなかった。

再々委託については下関市指定管理者制度ガイドラインには明記されていないものの、業務内容により再委託先が業務の一部を更に他者に委託する可能性がある場合には、所管課は事前に再々委託の予定を確認し、再々委託する予定であればその業務内容と委託先を確認したうえで、承諾する必要があった。適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

令和3年4月1日に指定管理者から指定管理業務の一部委託及びそのうちさらに専門的技術を要するものについては再委託したい旨の書面が提出され、内容を精査した上で、同日付けで書面により承諾した。

[指摘事項]

- (2) 指定管理者が基本協定書第28条第1項に基づいて作成し提出する各月の業務報告書において、以下の不適切な事例が見受けられた。適正に事務処理するよう指定管理者を指導するとともに、確認を徹底されたい。

ア 各月の業務報告書に記載することとされている自主事業の収支のうち、支出状況が記載されていなかった。

イ 各月の業務報告書に記載することとされている施設の維持管理状況において、吸収式冷温水機保守点検業者から「異常あり」と報告があったにもかかわらず、指定管理者は「異常なし」と誤った報告をしていた。

(改善措置状況)

ア 令和3年3月10日に、自主事業の支出状況を記載している業務報

告書（２月分）が指定管理者から提出され、以降は、自主事業の支出状況を記載している事業報告書が提出されていることを確認している。

イ 指定管理者から業務報告書の提出には、海峡ビューしものせきの支配人及び副支配人でチェックし、さらに、指定管理者の本社にてチェックした上で、本市に提出するようチェック体制を強化した旨の報告を受けている。

[指摘事項]

- (3) 指定管理者は、基本協定書第２０条第２項に基づき、実施したアンケート結果の自己評価（良否、課題と解決策等）は行っているものの、市に書面による報告を行っていなかった。適正に事務処理するよう指定管理者を指導するとともに、業務の履行状況の確認を徹底されたい。

(改善措置状況)

令和３年３月１０日付けでアンケートに係る報告書の提出があり、内容を確認している。

[指摘事項]

- (4) 物品の管理において、以下の事項が見受けられた。適正に物品管理を行うよう、指定管理者を指導されたい。

ア 指定管理者は、基本協定書第２５条第６項により、備品等（Ⅰ種）を台帳に記帳して管理することとされているが、指定管理者が備えている備品等（Ⅰ種）台帳には、平成２４年８月２９日以降に市が貸与した物品１９９品が記帳されていなかった。

イ 指定管理者は、基本協定書第２６条第４項により、自己の費用で購入し、又は調達した備品等（Ⅱ種）及び備品等（Ⅲ種）のうち、保管の必要なものについては、管理物品台帳を備え、適切に管理することとされているが、同台帳を備えていなかった。

(改善措置状況)

ア 実地調査にて、平成２４年８月２９日以降の当課が貸与した物品を、指定管理者が備えている備品台帳において記載されていることを令和３年１月２５日に確認した。

イ 実地調査にて、備品等（Ⅱ種）及び備品等（Ⅲ種）について記載した管理物品台帳を備えていることを令和３年１月２５日に実地にて確認した。

[意見]

- (1) 市では、取得価格３万円未満の物品には備品整理票を貼付する

必要がなくなったため、今後備品整理票が貼付されていないものを「備品等（I種）」として指定管理者に貸与することが想定される。また、現状でも、備品整理票が貼付できない物品や貼付されていない物品が存在しており、物品の所在が不明になる懸念がある。所管課は、当該管理物品に識別符号を記したラベルを貼付するなど、市の物品を適切に管理する方策を検討されたい。

（改善措置状況）

実地調査にて、取得価格3万円未満の物品においても、識別符号を記したラベルを貼付していることを令和3年1月25日に確認した。

以上